

水道に係る各種の申請等は電話では受け付けていないほか、提出日当日の開閉栓等の対応はできかねますので、余裕をもって提出してください。あわせて、使用者ご本人以外の方による申し込みの際には、使用者と申込者の続柄や関係をお聞きし、そのうえで身分証明書を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ○申請等に係る基本的な注意事項

- ①各種申請等は口頭（電話）では受け付けていません。→持参、郵送、メール、FAXでお願いします。
- ②当日の申し込みは受け付けていません。
- ③土日祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は対応していません。
- ④給水を開始（中止）する際の開閉時間は指定できません。
- ⑤給水を開始（中止）する日は、使用建物内の蛇口はすべて閉めておいてください。
- ⑥冬期間、メーターボックス上の雪は申請者（使用者）で除去してください。

## 【給水を開始する場合】→提出書類：水道使用開始申請書（様式第2号）

水道の給水を開始したい場合は、本書類を提出してください。

水道の止水栓の開閉は原則として当日の申し込みをお断りしており、開閉時間の指定もできません。また、土日祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は対応していません。そのため、お申し込みいただいた日に開閉作業ができない場合がありますので、余裕をもってご提出ください。なお、開始（開栓）する日は、使用建物内の蛇口はすべて閉めておいてください。

また、使用者ご本人以外の方が申請される場合には、使用者と申請者との続柄や関係の確認、あるいは身分証明書を求める場合があります。

## 【水道使用を中止する場合】→提出する書類：水道使用中止（廃止）届（様式第4号）

水道の使用を一時的に中止したい場合は、本書類を提出してください。中止した月の水道料金は翌月に請求となります。

なお、中止する期間の最長はおおむね2年とします。2年以上中止の状態が続く場合は廃止をご検討ください。中止してから2年以上経過しても給水が開始されない場合は、当方にてメーターを撤去する場合がありますのでご了承ください。

## 【給水装置等を廃止する場合】→提出する書類：水道使用中止（廃止）届（様式第4号）

水道を今後一切使用しないという場合、例えば家屋の解体などを予定している場合は、本書類を提出してください。廃止した月に水道を使用していた場合は、廃止した月の水道料金は翌月に請求となります。

## 【水道の使用用途を変更する場合】→提出する書類：水道使用用途変更届（様式第5号）

水道の使用用途には家庭用、団体用、営業用、臨時用があり、お店を開業した場合など使用用途を変更する場合は、本書類を提出してください。

なお、月の中途において変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用し請求します。

## 【使用者等を変更する場合】→提出する書類：水道（使用者・所有者）変更届（様式第6号）

相続、家屋の売買、賃貸借などで水道使用者、所有者が変更になる場合は、本書類を提出してください。変更の事由により、合わせて提出していただきたい書類もありますので、詳しくは事前にお問い合わせください。

### 【事例】

- ①使用者が死亡し、親族の方が引き続き使用する場合、提出書類は本書類のみ。
- ②売買等で使用者、所有者が変更となる場合。旧使用者の中止届と新使用者の開始届、所有者の変更届が必要。

**【納付書にてお支払いいただいている方が水道を中止もしくは廃止する場合】**

水道を中止（廃止）し現住所から転居される場合は、新しい住所に最終使用月分の納付書を送付させていただきます。町外に転出される場合、または家屋の解体を予定している場合は事前にご連絡ください。

**【記入の仕方】 主な様式のみ掲載してあります。**

**【共通事項】 赤線枠内のみご記入ください。**

| 項目      | 記入の仕方  |
|---------|--|
| 提出日     | ご記入日、もしくは投函する日をご記入ください。                                  |
| 申請者     | 上下水道課に水道の利用者として申請している方の住所、氏名等をご記入ください。実際に使用している方ではありません。 |
| 給水装置の場所 | 水道を使用している場所の住所・名称をご記入ください。                               |

**【開始申請書】**

|       |  |
|-------|--|
| 給水開始日 | 給水開始希望日をご記入ください。なお、月半ばからの使用でも水道料金の日割り計算はしませんのでご注意ください。 |
|-------|--|

**【中止・廃止届】**

|             |  |
|-------------|--|
| 転出・転居先及び連絡先 | 中止（廃止）後に連絡の取れる転居先のご住所等をご記入ください。                                  |
| 給水（中止・廃止）日  | 中止・廃止をする月日をご記入ください。なお、月半ばで中止（廃止）する場合でも、水道料金の日割り計算はしませんのでご注意ください。 |
| 中止・廃止の理由    | 例えば、中止の場合は「冬期間は空き家となるため」等、廃止の場合は「家屋を○月頃に解体するため」等の理由をご記入ください。     |

**【Q & A】**

**Q1. 給水の中止・廃止の意味は？**

- 給水の「中止」とは、一時的に使用を中断することを言います。給水を「廃止」にすると水道メーターを撤去させていただくこととなります。廃止した後、新規に接続する場合は新たに加入金が発生します。

**Q2. 水道料金はいつから、そしていつまで請求されるのか？**

- 水道料金は、給水を開始した日の翌月から毎月、給水を中止（廃止）した日の翌月まで請求します。
- A. 例えば、8月2日に開始し9月1日に中止した場合、8月2日～8月31日使用分を翌月9月に、9月1日使用分を翌月10月に請求します。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <b>問い合わせ先<br/>(送付先)</b> | 〒029-5512 岩手県和賀郡西和賀町川尻40-40-71<br><b>西和賀町役場上下水道課</b><br>TEL 0197-82-3289 FAX 0197-82-3270<br>mail:jougesuidou@town.nishiwaga.lg.jp<br>営業時間は：平日午前8時30分～午後5時15分まで |
|-------------------------|---|